

10月から、保育料が無償化されます

- 2019年10月から、3～5歳のお子様については保育料が無償化されるため市町村にお支払いいただく必要がなくなります。
※実費として徴収される費用(延長保育料、行事費など)は無償化の対象外です。

雫石町は、給食費(副食費)も無償化します。

国では無償化にあたり、副食費(おかず、おやつ代)を一部の方を除き実費徴収することとしていますが、雫石町では、子育て家庭の負担軽減を図るため、町独自で3～5歳児全員分の副食費を無償化します。

令和元年9月まで

～これまで～



～無償化後(令和元年10月以降)～

国の考え方



雫石町の考え方

